

平成 23 年 10 月 19 日

全国医学部長病院長会議  
会長 森山 寛 殿

ご遺体を用いたサージカルトレーニングのあり方WG  
座長 福島 統

### WGでの検討内容について（報告）

ご遺体を用いたサージカルトレーニングのあり方について検討結果をご報告  
します。

1. 厚生労働科学研究費補助金 地域医療基盤開発推進研究事業「サージカルトレーニングのあり方に関する研究」（研究代表者：近藤 哲、七戸俊明）が平成 22 年度総括研究報告書でまとめた「臨床医学の教育研究における死体解剖のガイドライン案」を強く支持する。
2. 上記研究班は平成 20 年度、21 年度、22 年度の 3 年間をかけ、外科系臨床医のみでなく解剖学の教員をも含め、広くサージカルトレーニングのあり方について検討を重ねた。また、篤志献体の方々にもアンケート調査を行い、現行法下で技能修練が実施可能であることを示している。
3. 本ガイドラインの趣旨は、①医療安全、患者診療の質の向上という目的が明確で、②医学部・歯学部を置く大学が行い、③使用のご遺体は生前からこの技能修練のためにご遺体を使うことを文書で了解し、ご遺族も了解している条件で、④実施には倫理委員会がその内容を検討評価していることを求めている。この考え方は多くの国民の理解を得られるものとする。
4. WGとして、このガイドラインにさらに下記の項目を追記することを求めたい：①技能修練実施に当たり、大学は倫理委員会が承認した実施計画を全国医学部長病院長会議に報告するとともに、大学のホームページで公表する、②実施に当たり経費を公表し、技能修練に当たって適切な経費で運営されていることを公開する（献体の精神は無報酬である）。③実施に当たってはその成果をホームページに公表する、④大学所属以外の医師・歯科医師にも技能修練の機会を大学が提供する、⑤実施に当たり大学内に実施組織を組織し、その実施組織が責任を持って行い、解剖学講座に負担がかかりすぎないようにする。
5. 顕微鏡手術、内視鏡手術など高度な医療技術の開発により、国民に提供

する医療レベルは格段に向上している。しかしながら、医療が高度化するほど、これを用いる医師・歯科医師の技能修練が必要となってくる。安全で高度な医療を国民に提供するために、ご遺体を用いた医師・歯科医師の技能修練が必要不可欠である。現行法の下で、技能修練を各大学が実施できるよう、各大学の倫理委員会が検討する際の例示を作成するなど全国医学部長病院長会議は（社）日本外科学会ガイドライン検討委員会に今後とも協力していく。

6. 現行の「死体解剖保存法」および「献体法」では医師・歯科医師に必要とされる患者診療のための高度医療の技能修練の全てをカバーすることはできない可能性も考えられる。まずは、本ガイドラインによる現行法下での技能修練を実施し、本ガイドラインのみでは実施困難なケースがある場合は、全国医学部長病院長会議は今後とも（社）日本外科学会ガイドライン検討委員会に協力し検討をしていく。